# 公立大学法人首都大学東京役員報酬規則の改正について

# 報酬水準の見直し

- ○法人における役員報酬は、都の指定職給料表をベースとして年収換算することで設計されている。
- ○地方独立行政法人法第48条第3項において、「報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、・・・(中略)・・・を考慮して定めなければならない。」とある。人事院及び都人事 委員会勧告で給与の引上げ勧告を行っており、法人においても役員報酬について法に基づき見直しを行う。

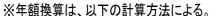
## 2 報酬改定額(H26.4.1適用)

#### 【常勤役員(年俸額)】

(畄位:四)

(単位:四)

			(単 <u>14</u> :円)	
都指定職			法人役員報酬 (H24.1.1改定(現行))	
号給	月額	年額換算	号給	年俸額
1号	720,000	13,733,784	1号	13,733,000
2号	776,000	14,801,967	2号	14,801,000
3号	834,000	15,908,300	3号	15,908,000
4号	912,000	17,396,126	4号	17,396,000
5号	984,000	18,769,505	5号	18,769,000
6号	1,055,000	20,123,809	6号	20,123,000
7号	1,129,000	21,535,336	_	_



- ·(給料月額+地域手当(18%))×12月
- ·期末手当1.40月·勤勉手当1.55月(職務段階加算20%、 管理職加算25%)

## 【非常勤役員(日額)】

現行

理事

(単位:円)

33,900

30,500

	(十四:11)				
	改定後報酬 (H26.12.1改定)				
理事	<u>34,500</u>				
監事	31,000				

(畄位:田)

※常勤役員報酬の平均改定率(1.017)を適用

(単位:円)

	都指定期	改定後報酬 (H26.12.1改定)	
号給	月額	年額換算	年俸額
1号	705,000	13,964,640	13,964,000
2号	760,000	15,054,080	<u>15,054,000</u>
3号	<u>817,000</u>	16,183,136	16,183,000
4号	894,000	17,708,352	17,708,000
5号	964,000	19,094,912	19,094,000
6号	1,034,000	20,481,472	20,481,000
7号	1,106,000	21,907,648	_

- ※年額換算は、以下の計算方法による。
- •(給料月額+地域手当(20%))×12月
- ·期末手当1.40月·勤勉手当1.80月(職務段階加算20%、 管理職加算25%)

## ~参 考~

### <地方独立行政法人法

(平成15年7月16日 法律第118号) 【抜粋】>

(役員の報酬等)

- 第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以 下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、 その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定 め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他 の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独 立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の 人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第四十九条 設立団体の長は、前条二項の規定による届出があったときは、 その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係 る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうか について、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

#### (準用)

- 第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人 の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三 項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積 り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。
- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員につ いて準用する。